

○農林水産省告示第九百二十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第四十九のハワイ諸島か
ら発送されるアンズリウム属植物の生植物の地
下部に係る農林水産大臣が定める基準を次のよう
に定め、公布の日から施行する。
平成十九年七月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 若林 正俊

一 植物及び地域

カンキツネモグリセンチュウが寄生していな
い無菌組織から繁殖されたアンズリウム属植
物の生植物の地下部（以下「アンズリウム属
植物地下部」という。）であつて、アメリカ合衆
国植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指
定栽培施設」という。）で生産されたものである
こと。

二 指定栽培施設

指定栽培施設は、次に掲げる要件を満たすも
のであること。

(一) 指定栽培施設の建物が、カンキツネモグリ
センチュウの侵入を防止し得る構造を有して
いること。

(二) 指定栽培施設内の日本向けアンズリウム
属植物地下部を栽培する棚が、日本向け専用
であり、カンキツネモグリセンチュウからの
汚染を防止し得る構造を有していること。

(三) 各アンズリウム属植物地下部に供給され
る水が、他のアンズリウム属植物地下部に
供給されない構造を有していること。

(四) 指定栽培施設の地面が、コンクリート等に
覆われており、土壌や雑草が露出してない
こと。

(五) 指定栽培施設の周囲に土壌が露出していな
い緩衝地帯が設置されていること。

(六) 指定栽培施設の出入口にカンキツネモグリ
センチュウの侵入を防止するための設備を備
えていること。

三 栽培方法

アンズリウム属植物地下部の栽培方法は、
次に掲げる要件を満たすものであること。

(一) 栽培に使用される資材が、土壌を含まない
ものであり、その使用前にあらかじめ消毒さ
れていること。

(二) 栽培に使用される水が、定期的にカンキツ
ネモグリセンチュウを含まないことが確認さ
れたものであること。

四 輸送方法

船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物（旅
客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は
乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。
以下同じ。）として輸入されたものであること。
生産地における検査及び証明

(一) アメリカ合衆国植物防疫機関により栽培中
及び出荷の際に検査され、かつ、その検査の
結果、検査有害動植物が付着していないこと
を認め、又は信ずる旨記載されているアメリ
カ合衆国植物防疫機関が発行した植物検査証
明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア アンズリウム属植物地下部及び培養資
材が、カンキツネモグリセンチュウに侵さ
れていないものであること。
イ アンズリウム属植物地下部が、カンキ
ツネモグリセンチュウの侵入するおそれ
がないと認められる指定栽培施設で生産され
たものであること。

ウ 船又は航空機に積み込まれたアンズ
リウム属植物地下部の栽培期間及び培養
資材の名称

六 こん包及びこん包場所

(一) アンズリウム属植物地下部は、カンキツ
ネモグリセンチュウの侵入するおそれがない
と認められる材料によりこん包されているこ
と。

(二) (一)のこん包は、アメリカ合衆国植物防疫機
関が適当と認めるこん包施設で行われている
こと。

(三) 各こん包又は束ねたこん包には、アメリ
カ合衆国植物防疫機関による封印がなされてい
ること。

七 植物防疫官による確認

アンズリウム属植物地下部がカンキツネモ
グリセンチュウの寄生していない無菌組織から
繁殖されたものであること、指定栽培施設、栽
培方法並びにこん包及びこん包場所が二、三及
び六に規定する基準に適合していること並び
に五の(一)の検査が的確に行われていることを植物
防疫官が確認していること。

八 航空携行手荷物の保管場所

アンズリウム属植物地下部が航空携行手荷
物として輸入される場合には、当該アン
ズリウム属植物地下部がアメリカ合衆国植物
防疫機関により指定された場所において保管さ
れていたものであること。

九 航空携行手荷物の輸入

アンスリウム属植物地下部が航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、五の(一)の植物検疫証明書又はその写しが当該アンスリウム属植物地下部が輸入される場所に所在する植物防疫所(支所及び出張所を含む。)へあらかじめ送付されており、かつ、当該植物検疫証明書の内容の一部を記載した植物検疫証票がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

十 表示

五の(一)の検査が終了したこん包には、輸植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。